

○奈良県金属くず営業条例に関する事務取扱規程

(昭和32年4月16日本部訓令第9号)

[沿革] 昭和35年9月本部訓令第11号、42年6月第17号、平成24年10月第16号、28年3月第11号、
31年4月第13号、令和元年11月第25号改正

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良県金属くず営業条例（昭和32年4月奈良県条例第20号。以下「条例」という。）、奈良県金属くず営業条例施行規則（昭和32年4月奈良県公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）および奈良県公安委員会事務専決規程（昭和42年4月奈良県公安委員会規程第1号）に基づく事務取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(許可申請の取扱)

第2条 警察署長は、金属くず業許可申請書（条例第3条、規則第3条）を受理した場合は、次の事項を調査し許可に支障がないと認めたときは、当該申請者に許可証を交付するものとする。

- (1) 申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ないか。
- (2) 申請者は、条例第4条各号に該当する者でないか。
- (3) 他人に名義を貸すおそれはないか。
- (4) 添付写真は、本人と相違ないか。
- (5) その他参考事項

2 前項の規定による調査は、添付書類の確認、官公署への照会その他の必要な方法により行うものとする。この場合において、次の各号に定めるものについては、それぞれ当該各号に定める様式を使用するものとする。

- (1) 本籍地を管轄する市区町村長に対する日本人の照会 許認可等審査事務に係る照会書の取扱いに関する訓令（平成24年10月奈良県警察本部訓令第15号。以下この項において「照会書訓令」という。） 別記様式第1号
- (2) 奈良地方検察庁に対する外国人の照会 照会書訓令別記様式第3号
- (3) 本店所在地を管轄する地方検察庁に対する法人の照会 照会書訓令別記様式第5号

(行商届の取扱)

第3条 警察署長は、金属くず行商の届書（条例第17条、規則第12条）を受理したときは、記載事項及び添付書類を確かめた上、当該届出人に届出済証を交付するものとする。

(許可証及び届出済証の作成)

第4条 警察署長は、許可証及び届出済証を交付するときは、次の各号に掲げる方法によつて作成するものとする。

- (1) 番号は、警察署ごとにそれぞれ整数の一連番号とすること。
- (2) 前号の一連番号は、所定の箇所に記入するものとし、その上部○印に警察署名の頭文字（例奈良署は（奈）とする。）を付すること。
- (3) 写真は所定の箇所に貼り付け、押し出しスタンプをもって契印すること。

(許可証及び届出済証の書換又は再交付)

第5条 警察署長は、許可証又は届出済証（条例第5条第3項、第22条、規則第5条）の書換申請書を受理した場合は、次の事項を調査し支障がないと認めたときは、当該許可証又は届出済証にその異動事項を記載し、認印して当該申請者に交付するものとする。その申請が法人の代表者の変更であるときは、新たに許可証を作成し、その旨を異動事項として記載するものとする。

- (1) 申請書及び添付資料の記載事項は事実と相違ないか。
- (2) 条例第4条第1号から第6号までのいずれかに規定に該当する者でないか。
- (3) 添付の写真は、本人と相違ないか。

2 許可証又は届出済証の再交付の申請書（条例第5条第4項又は第22条、規則第6条）を受理した場合は、所定の事項が具備しているかを確認し、その事実を調査し支障がないと認めたときは、許可証の番号又は届出済証の番号の下余白に「再交付」と朱書して交付するものとする。

3 前項の場合において、その理由が亡失によると認めたときは、手配等に必要事項を警察本部長（第12条において「本部長」という。）に報告しなければならない。

(台帳の備付及び整理保管)

第6条 警察署長は、次の各号に掲げる台帳を備え付け、許可証又は届出済証を交付したときは、所定の事項を記載し整理しなければならない。

- (1) 金属くず商台帳 第1号様式
- (2) 金属くず行商人台帳 第2号様式

2 許可の失効、取消又は営業の廃止により許可証又は届出済証の返納届（条例第6条、第20条又は第22条、規則第7条）を受理したときは、前項の台帳から当該名簿を削除し保存しておかなければならない。

(法人の役員異動届)

第7条 警察署長は、法人である金属くず商の代表者から法人役員異動届（規則第8条）を受理したときは、条例第4条第1号から第6号までの各号について調査し支障が

ないと認めたときは、前条第1項第1号の金属くず商台帳を整理するものとする。

(差止)

第8条 警察署長は、差止をしようとするときは、保管令書（条例第12条、規則第11条）を作成し、当該金属くず商に交付するとともに、その写を保管するものとする。

(行政処分の上申)

第9条 警察署長は、行政処分（条例第15条）の必要があると認めたときは、当該事案に係る違反事実等を証明する資料を添え、金属くず営業者行政処分上申書（第3号様式）により生活安全部生活安全企画課長（次条において「生活安全企画課長」という。）を経由して公安委員会に上申しなければならない。

(行政処分の通知)

第10条 生活安全企画課長は、行政処分の決定があったときは、行政処分決定通知書（第3号の2様式）に関係書類を添えて、当該処分を行う営業所の所在地を管轄する警察署長に送付しなければならない。

2 警察署長は、行政処分決定通知書の送付を受けたときは、速やかに、台帳を整理するとともに、当該行政処分決定通知書を被処分者に交付しなければならない。

3 警察署長は、前項の規定により行政処分決定通知書を交付するときは、被処分者から受領書を徴しておかなければならない。

4 警察署長は、行政処分の経過及び結果を台帳の備考欄に記載しなければならない。

(許可証及び届出済証受払簿)

第11条 警察署長は、許可証受払簿（第4号様式）及び行商届出済証受払簿（第5号様式）を備え付け、その都度、受払数を記入しその状況を明確にしておかなければならない。

(りん伺事項)

第12条 警察署長は、条例及び規則の施行について取扱上疑義が生じたときは、その概要に意見を付して本部長にりん伺し、その指示を受けなければならない。

附 則

この規程は、条例施行の日から施行する。

附 則 （昭和35年9月2日本部訓令第11号）

この訓令は、公布の日から施行し、昭和35年4月1日から適用する。

附 則 （昭和42年6月26日本部訓令第17号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成24年10月30日本部訓令第16号）

1 この訓令は、平成24年10月30日から施行する。

- 2 この訓令による改正前の訓令により作成された様式用の紙で、現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。

附 則 （平成28年3月31日本部訓令第11号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 （平成31年4月26日本部訓令第13号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）の施行の日（平成31年4月30日）の翌日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正前の訓令により作成された様式用の紙で、現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。

附 則 （令和元年11月29日本部訓令第25号）

この訓令は、令和元年12月14日から施行する。

第1号様式

許可証 番 号	第 号	許 可 年 月 日	年 日	廃 業 年 月 日	年 日	写 真 ちよう付
営業所 の名称			所 在 地			
営 業 者	本籍	〔法人の場合は、その名称及び主たる事務所の所在地〕				
	住所	〔法人の場合は、代表者の住所〕				
	氏 名 生 年 月 日	〔法人の場合は、代表者の氏名、生年月日〕		年 月 日生		
法定代理人	本 籍					申請者との 続 柄
	住 所					
	氏 名 生 年 月 日	年 月 日生				
法 人 の 業 務 を 行 う 役 員						
住 所	氏 名	生 年 月 日	異 動 年 月 日	住 所	氏 名	生 年 月 日
異 動 年 月 日	異 動 事 項					
備 考						

第2号様式

届出 済証番	出証 号	第 号	届出 年月日	年 月 日	届出 済証返納 年月日	年 月 日	写真 ちよう付
行 商 人	本 籍						
	住 所						
	氏 名 生 年 月 日	年 月 日生					
主 行 た 商 る 地 域							
異 動 年 月 日	異 動 事 項						
備 考							

第3号様式

F. No.	—
保存期間	年 (. . まで保存)

第 号
年 月 日

殿

警察署長

金属くず営業者行政処分上申書

営 業 者	本籍 法人の場合は、その名称及び主たる事務所の所在地			
	住所 法人の場合は、代表者の住所			
	氏名 生年 月日 法人の場合は、代表者の氏名、生年月日	年 月 日		
営業許可年月日			許可証番号	第 号
営業所の所在地				
処分を必要とする事案の具体的内容				
処分上の意見				
その他参考事項				

第3号の2様式

奈良県公安委員会達第 号

行政処分決定通知書

住 所
商 号、 名 称 又 は 氏 名 殿
(法人にあっては、代表者の氏名)

あなたの金属くず業に係る営業の許可に対する処分を決定したので通知します。

営 業 許 可 年 月 日		許 可 証 番 号	
決定した処分の内容			
理 由			
備 考			
年 月 日			
奈良県公安委員会 印			
(教示事項)			
1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、奈良県公安委員会に対し、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。)			
2 この処分については、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、奈良県(訴訟において奈良県を代表する者は奈良県公安委員会となります。)を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。			

第4号様式

許 可 証 受 払 簿

[illegible]

第5号様式

簿 払 受 証 濟 出 届

[illegible]